

## 障がいのある方や外国の方への「やさしい日本語」での案内の参考資料

平成28年4月より障害者差別解消法が本格施行されます。

障がいのある方に対しては、合理的配慮として“わかりやすい情報提供”が必要となります。

「やさしい日本語」は、障がいのある方に対する“わかりやすい情報提供”の方法のひとつになります。

また、障がいのある方だけでなく、日本語の習得が完全でない外国の方等に対しても有効とされています。

そこで、「やさしい日本語」を使った案内の作成のポイントがまとめられているサイトをご紹介しますので、案内を作成する時には参考にしてください。

### ◆弘前大学 社会言語学研究室

『増補版「やさしい日本語」作成のためのガイドライン』

<http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/ejgaidorain.html>

### ◆全国手をつなぐ育成会連合会

『「知的障害のある人の合理的配慮」わかりやすい情報提供のガイドライン』

[http://zen-iku.jp/wp-content/uploads/2015/04/3\\_150130guideline.pdf](http://zen-iku.jp/wp-content/uploads/2015/04/3_150130guideline.pdf)

### ◆社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会

『知的障害者に分かりやすく情報提供するためのガイドライン』

<http://www.kitaiku.com/lab/data/17>

※PDF ファイルをダウンロードしてご覧になってください

### ◆大阪市（市民局 平成27年度 大阪市多文化共生施策連絡会議 資料）

『《参考資料》「やさしい日本語を使った施設案内のポイント集！」（案）』

<http://www.city.osaka.lg.jp/templates/chonaikaigi/cmsfiles/contents/0000340/340547/27siryou9.pdf>